

鶴田町告示第27号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和7年3月31日

鶴田町長 相 川 正 光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
東京都中央区京橋二丁目2-1 京橋エドグラン 13F  
株式会社さとふる
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付させるふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和7年4月1日から契約期間満了の日まで